



月報

5

全缶協

(48.5.30, No.17 Vol.2)

◇ 目 次 ◇

◇ 5月の行事一覧表	1
◇ 定時総会	2
◇ 理事会	27
◇ 公正競争規約認定申請打合会	28
◇ 共同宣伝専門委員会	31
◇ 共同宣伝プレゼンテーション打合会	32
◇ 共同宣伝専門小委員会	33
◇ 共同宣伝委員会	34
◇ 共同宣伝事務局打合会	35
◇ 蔬菜部会	37
新物缶詰に関する要望書	39
◇ 農産缶工組アスパラ部会との懇談会	42
◇ 規格部会	44
◇ 理事会	51
◇ 公正競争規約認定申請書提出	52
◇ 缶詰ジュース取扱の件で日缶協から要望	58
◇ 果実部会と農産加工組桃部会との懇談会	60
◇ 果実部会と静岡缶協内地部会との懇談会	62
◇ 缶詰共同宣伝打合会	64
関連団体報知	65
会員消息	67

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル7階

電話 東京(273)9289番

5月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
公正競争規約認定申請書の下打会	5月 7日	1330~15.30時	日 缶 協	
共同宣伝プレゼンテーション専門委員会	5月 8日	10.00~12.00時	日 缶 协	
定 時 総 会	5月 9日	11.00~14.00時	東京商工会議所 3階会議室	49名
理 事 会	"	14.00~14.30時	" 第2会議室	22名
蔬 菜 部 会	"	14.30~16.30時	" "	27名
農産缶工組アスパラ部会との懇談会	"	16.30~17.30時	" "	メーカー側 8名
規 格 部 会	5月 13日	13.30~15.30時	北洋商會	10名 オブザーバー
共同宣伝プレゼンテーション打合会	"	15.00~18.45時	日 缶 協	平野常務 山崎事務局長
共同宣伝専門小委員会	5月 15日	12.00~15.00時	日 缶 協	
理 事 会	5月 20日	13.30~15.30時	北洋商會	15名
共同宣伝委員会トップ会談	"	15.30~17.00時	日 缶 協	
共同宣伝代理店打合会	5月 22日	9.30~11.30時	日 缶 協	
公正規約認定申請書公取委に提出	5月 23日			
日本農産缶工組桃部会との懇談会	5月 27日	13.00~16.30時	静岡缶詰協会	全缶協 14名 農産缶工組 20名
静岡缶詰協会内地部会との懇談会	"	16.00~17.00時	"	静岡缶協 20名
共同宣伝打合会	5月 30日	10.00~	北海製缶	

6月の行事予定

果 実 部 会	6月 5日	13.30~16.00時	北洋商會	
山形缶協とのチエリー懇談会	6月 6日	13.30~16.00時	山形缶協	
公正競争規約記者会見	6月 13日	13.30~	日 缶 協	
公取委大阪公聴会	6月 17日	13.30~16.00時	大阪商工会議所	
パイン開缶研究会	6月 20日		名古屋大東海ビル	
公取委東京公聴会	6月 20日	18.00~	公 取 委	

「全缶協」定時総会

1. 日 時 昭和43年5月9日 11.00～15.00時

(12.00～13.00時昼食休憩)

1. 場 所 東京商工会議所 3階 第1会議室

(東京都千代田区丸の内3～14

TEL 211～4411番)

1. 議 案
 1. 昭和42年度事業報告の件
 2. 昭和42年度決算承認の件
 - (1) 42年度収支決算書
 - (2) 42年度財産目録
 - (3) 42年度貸借対照表
 3. 昭和43年度事業計画決定の件
 4. 昭和43年度収支予算決定の件
 5. 昭和43年度会費賦課徴収方法の件
 6. 任期満了に伴う役員改選の件
 7. そ の 他

1. 会員総数342社(賛助会員2団体を含む)

出 席 49名(うち代理出席18名)

委任状出席 155名

会長挨拶

定款の定めにより浅井会長が議長となり開会したが、議案の審議に先だち大要
次のような会長挨拶を行なつた。

「全国缶詰問屋協会の第2回目の定時総会を行なうが、議事に入る前に、みなさんにお札を申し上げると同時に、お願ひ致したい。全缶協は、41年11月にみなさんのご協力により発足し、この総会を迎えるまで1年5カ月程度の短かい活動期間であつたが、役員、各部会員の協力を得て一応全缶協の存在が業界に認められつつあるということはみなさんのご協力のたまものとお札を申し上げたい。いまこの食品業界に全缶協は大きな動きをしている。われわれ問屋の意向が生産量のなかにも折込まれつつあり、これは大きな問題で、現在の空気として全般的に缶詰は儲らないものにされているが、これを儲かる方向に改善していく方法はあると思う。全缶協はこうした方法が折込まれる活動が大切であり、各部会においてもそうした観点に立ち活動してきたわけで各部会ともそれぞれに一応の成果を挙げつつある。

今後も多くの問題が残されており会員全員が一致団結してやることで格別のご協力をお願ひしたいと思う。」

以上のような会長挨拶があり、議事録署名人に明治屋、橋田巖夫氏、明治商事、松本行弘氏を指名し、議案の審議に入つた。

この定時総会における審議は全議案とも承認されたが、42年度事業報告書、同収支決算書、財産目録、貸借対照表、43年度事業計画、同収支予算は次の通りである。

昭和42年度事業報告書

報告の概況

創立後第2年度目に入つた当協会の昭和42事業年度は消費動向、経済情勢、流通変動の目まぐるしい流れのなかにあつて、しかも有力問屋の全国団体として

高い理念のもとに団結し缶詰産業の発展のため努力して来た。

この1年間における当協会の事業をふりかえって見るに、第1に共同普及宣伝の実現、第2に新品種の開発ならびに重点商品の販売促進、第3に正常取引きの推進と取引き条件の改善、第4に事務合理化の促進、第5に生産者団体との協調という以上5項目にわたる方針を骨子として、目的の達成に専念してきた。特にこれら事業の遂行にあたつては果実部会、蔬菜部会、食肉部会、水産部会の品種別4部会を中心規格部会、普及宣伝部会、さらに東部、中部、西部の地域別政策調査部会の計9部会において、それぞれ慎重なる計画、対策が講ぜられ、缶詰問屋の全国団体としての独自性を發揮し、それなりの効果を挙げて来た。

その主な活動内容を捨てると、普及宣伝部会においては第1にみかん缶詰の共同宣伝の実現、全缶協自らの手による全国主要都市の車内吊広告の実施、洋梨缶詰の山形県缶詰協会との共同宣伝などをを行なつて、缶詰の消費促進を図り、また規格部会においては缶詰業界が長年の懸案であり、その実施が望まれていた公正競争規約の原案作成と制定までの各条、各項の検討、修正などを行ない、特に不当表示として公取委、消費者団体から追求されている肉表示については食肉部会ともつねに連繋をとり、また関連団体、関連諸官庁とも連絡しつつともにこの問題の善処、改善に努力して來た。こうした部会活動によつて、肉表示の難問題もようやく大詰めまで煮詰めることができ、公正競争規約制定のための公聴会も近々開催される運びとなつてきている。

果実部会ではみかん、桃缶詰の二大品目を中心に需要と供給の関連性をより具体的に分析し、ヒネものに対する措置、あるいは新物に対する全缶協としての姿勢流通見通しなどを話し合い、ともに相協調して市場の安定に力を注いで來た。長期安定化のための原料対策も生販両者とも強く切望しているところであるが、まず桃を手はじめとして日本農産缶詰組合と連繋し、よりよき対策が検討されつつある。

蔬菜部会にあつては昭和41年度における筈詰は未曽有の在庫により、市況は極めて暗い状況にあつたが、実情にあわせた販売価格に重点をおき適正な価格差を設けることにより42年度の新物は順調な引合いを見せ、適正在庫の状態で43年の生産期を迎えることとなつた。なお43年度の筈詰は生産意欲が旺盛であり、大いに自肅また警戒しなければならない年となつているが、地区別懇談会、代表者会議などの開催によりパッカー側とも十分に連絡をとり、全缶協としての考え方を訴えてきたのであとはパッカー側の協力をまつのみとなつている。その他アスパラガス、スイートコーンなどの安定化、なめこ、マツシユルームなどの規格の改善なども実情に則した考え方で検討を進めており、その活動分野は多岐にわたつている。

水産部会ではかに缶詰の抱合せ防止を取りあげ関連業者、団体等に協力を呼びかけるとともに、まぐろ、かつお油漬缶詰などの重点的商品の販売を打ち出し、その拡売には日經連とも協調しながら効果的活動を行なつてきた。また政策調査部会にあつては広く地区別会員の声を聞きそれを会運営に反映してゆくという意味において東部、中部、西部の3地区にわたり、政策調査部会を拡大した地区別懇談会を開催し卒直なる意見の交換を行なつた。

以上各部会ともそれぞれの立場から事業の遂行に努力して來たが、これら部会の活動は出来得るかぎり詳細に月報「全缶協」に掲載し、当協会の動きが確実に掌握できるよう努めてきた。

昭和42年度の事業でみかん缶詰共同宣伝のための宣伝費700万円拠出分に關しては半額の350万円が昭和43年度の宣伝費のなかから支払われることになつているが、共同宣伝は継続事業として理解されるものであり、この拠出が糸口となり、次年度はより前向きに、共同宣伝事業が拡大され、みかん、桃、みつ豆、まぐろ、かつお油漬、スイートコーン、アスパラガスの6品目を対象に共同宣伝が実施される運びであり、その意味においても大いなる意義を持つものと解釈される。従つて42年度の差引残高は次年度繰り越金としてこれら

宣伝費などをはじめとする継続事業に充当し、諸事業の実現を期したい所存である。

以上をもつて報告の概況と致したい。（昭和42年度における業務状況は略）

報 告 事 項

1. 共 同 宣 伝

内版缶詰の普及宣伝の必要性については全缶協が発足以来事業目的の第1に掲げ、関連産業にも機会あるごとに提唱して来たが、この共同宣伝実現の希望は、まずみかん缶詰から手かけて見ようということになり、関係団体と相携えて中元の需要期に開始することを目標に、缶詰みかん宣伝委員会を設立し、42年6月21日にその第1回目の会合を開いた。この委員会において、みかん缶詰の共同宣伝予算は8千万円と決定し、このうち700万円を全缶協で拠出するという骨子ができた。ただ全缶協としては拠出方法が始めの1函1円拠出運動の構想と違つてきたため普及宣伝部会、理事会に諮り慎重審議の結果、とにかく全缶協の提唱により共同宣伝の実現がここまで進んで來たことではあり、全缶協はこの前向きの姿勢は崩さず、共同宣伝に参加するということに6月27日の第5回理事会において決議した。次いで7月12日の第6回理事会において700万円の拠出方法については、半額の350万円を本年度の予算から支払い、残り半額は次年度の宣伝費予算の中から拠出することに決定した。このように全缶協としては苦しい予算のなかにおいて参加したわけであるが、宣伝効果も一応の成果を挙げ、未曾有の増産といわれていた42年度みかん缶も、犠牲的販売価格と相呼応し、多量の在庫を消化することが出来た。こうした直接的効果も大きかつたが、それよりも業界が始めて共同宣伝を行なつたことにより、業界全体が運命共同体という立

場のもとに認識を深め、強力な団結により、共存共栄の道を業界自らの手で推進すべきであることが自覚され、そこに将来の希望が託されつつあることに多大の意義を見出すことが出来る。

なおこの缶詰みかん共同宣伝の実現により、さらに43年度から共同宣伝の拡大、推進が図られることになり、年間1億3千万円の予算で今後3カ年間、共同宣伝を実施してゆこうという話が具体化し、43年3月26日これが実現のための初会合が開かれたことも注目に値する事項である。また全缶協単独で行つた宣伝として、中元期の贈答用缶詰セットの車内中吊広告があげられる。これは7月上旬231万円の予算で全国の主要都市を対象に実施した。また山形県缶詰協会と共同で洋梨缶詰の共同宣伝を行ない、若い女性を対象として新らしい需要層の開拓に力を入れた。この洋梨の宣伝は全缶協60万円、山形缶協60万円、計120万円で6～7月にかけて婦人雑誌等5誌、グラビア1頁、全国版に掲載され反響を呼んだ。

2. 公正競争規約の設定について

公正競争規約の設定をめぐる会合は本年度に入つてからも既に30回以上にわたり開かれており、日缶協、製缶協会、食肉缶工組、それに全缶協の4団体間で緊密なる連繋をとり、規約内容の検討を行なつて來たが、ようやく肉表示の方法が大詰めとなるとともに、公正競争規約そのものも最終的段階に入つて來た。特に問題とされる食肉缶詰の表示についてはその都度、食肉缶工組とも連絡を取り規格部会、食肉部会において慎重な検討を行ない、表示の最終案がようやくまとめられた。即ち馬肉混用のものにあつては原材料名に多いものの順に明記すると同時に、主要部分に「馬肉・牛肉」という文字を8ポイント以上の太字で品名に併記することとなり、ほぼ公取委の諒解点に達している。この公正競争規約が設定されるのにあわせて全国食品缶詰公正取引協議会が設けられ、手印ブランド所有の問屋はこの協議会に会員とし

て参加することになるが、全缶協会員メンバーとしては、約 50 社程度とみられ、全缶協事務局において会員数をまとめ、同協議会には個々に会費を支払う方法がとられることになつてゐる。協議会委員には全缶協としては、会長ならびに副会長 2 名各部会の部会長 9 名、専務理事の合計 13 名を推薦することが内定している。

なお協議会設立準備委員会には全缶協側は浅井会長、中山副会長(代)、橋田規格部会長、秋間食肉部会長、それに専務理事の 5 名が参加している。

3. 果 実 缶 詰

A) みかん缶詰

昨年度みかん缶詰内販向けは 750 万缶といふ未曾有の生産が行なわれ、このため販売面においては大きな犠牲を余儀なくされ、3 缶 100 円の小売により、どうにかその殆んどを消化させることができた。もちろんみかん缶の共同宣伝の効果も大であつたが、市場安定化に努力した果実部会の活動があつてはじめてこの苦境を乗りこえることができたともいえる。特に新物みかん缶詰については 42 年 9 月 18 日の第 4 回果実部会以降、3 月 15 日の第 8 回果実部会までの 6 カ月間、部会員全員が終始真剣に新物対策にとり組み、審議を尽して来たことは特筆される事項である。因みに、その部会活動のあとを振り返つて見ると、まず 42 年 9 月 18 日の部会においては新物みかん缶詰も 3 缶 100 円の線で進みたいとの意向が強く、その後の部会においても終始この姿勢で新物に臨む考え方であつた。当初の予想では輸出向の 1 割削減により、100 万缶程度が内販に振り向かれ、原料関係から見ても 700 万缶に達するのではないかとの見方であつたが、問屋としては 42 年のようないかがい経験は二度と繰り返すべきでないとの考えにもとづき、とにかく生産を 600 万缶以内におさえたいたいという意向でメーカー側に増産は厳に慎しむよう警告をして來た。その結果

としては 600 万缶以内におさえることができたが。全缶協の希望した線に落ちついたことは果実部会の成果としてみのがしてはならないことである。この適正数量の確保により原料高を防ぎ得たことは、メーカー側にとつても結果的に寄与する点が大であつたといえるのではないか。いずれにしても 42 年度のみかん缶は輸出内販とも多難であり、仮に果実部会の存在がなかつたとした場合、市場はどういう結果になつていたかと思うとき、その部会活動は全く効果的動きをもたらしたということができる。

B) レッドチエリー缶詰

42 年 5 月 15 日第 2 回果実部会において日品在庫、販売価格、その他について協議した。まずヒネもの在庫については適正在庫の状況であるが、新物の販売価格については生産数量が 60 万缶以内であることが望ましい。またその小売価格は 1 粒 2 円以下でなければ困難であるとの見方統一がなされ、これから逆算した適正な製品価格を打ち出されるようパッカー側に協力を呼びかけることになつた。つづいて 6 月 1 日、山形県において山形缶協主催で果実部会員 16 名が出席し、主として原料対策について協議した。パッカー側は 42 年度からチエリーの原料購入を共同買付けに踏み切つたので、全缶協としてもこれに全面的に賛成し協力していくことになつた。また 42 年 6 月 12 日開催された山形缶協とのチエリー懇談会ではチエリー缶詰価格、原料状況、生産見通しについて話し合い、全缶協は全体の生産のうち 50 % を一応値決めし、あとの 50 % のものについては市況に応じて買い増しをするということを基本にして、前半の仕切り値 4 号缶で 90 円という線を出し、あらためて生産者側と打合せて 6 月 14 日在京果実部会を開き、さらに検討を加え全缶協側の線で個々に折衝に入ることになつた。即ち壳値大口 98 円、小口 100 円、小卸 105 円、小売価格 125 円の線が妥当であるとの見解にもとづき、まず先高というムードを作るということでスタートし、まずまずの成果を挙げた。なお 42 年 7 月

12日の部会において後半の仕切価格について山形缶協からの申入れのあつた価格（月報6月号参照）について検討したところ4～5円程度の買増しに応ずることになつたが、その後の市況は特別の波乱もなく推移し、その意味からも効果的活動をして来たといえる。

c) 白桃缶詰

42年7月12日開催の第3回果実部会において新物桃缶詰に対する検討が行なわれたが、缶詰の安定化は需要と供給がマッチすることが第一義であり、消費に見合う生産が理想であるが、それが実現困難な現状では価格面で調節してゆく方法がよいのではないかという意向から、市況分析を行なつたところ、41年度の4号缶併用2ツ割の小売標準価格は70～75円であつたのに対し、42年度の実勢価格はこれを大巾に下回り、従つて新物の小売価格は、原料価格とのかねあいから見ても60円位からスタートするのが妥当との見方に固まつた。しかし実際生産に入つて見ると、原料の思わぬ減産に加えて、最盛期の原料入荷が一度に重なつて処理出来なかつたという結果が生じ、初期予想を大きく下回るところとなつた。そして結果的には全缶協の考え方方に期せずして状況変化し、白桃缶は先高という理想的商内となり、順調な消化を見たことはこの年の明るい材料ともなつてゐる。また42年8月17日に第1回目の農産缶工組桃部会と懇談会を開き「昭和42年度国内桃缶詰の市況について」話合つたが、今後も相互に連絡をとりつつ桃缶詰の安定を図つていこうということになり、42年9月18日、第2回目の会合を開き、桃缶詰の生産状況、桃缶詰の価格に関する問題を話合つた。この懇談会における原料対策については全缶協側の意見として、特約農家と3年間位の長期契約栽培を実施し、安定化させるようにしたらどうかとの提案を行ない、1級工場着値キロ30円なら農家も採算ベースにのるのではないかとの意見が出され、今後の研究課題とすることになつた。つづいて43年2月18日に第3回の懇談会が開かれ、今年から原料対策について前向きの姿勢で生販両

者の連絡をより緊密にし、桃缶詰の安定化を図るべく、その都度会合が開かれることになった。

4. 新物缶詰

42年度の筈缶は生産が適正数量であり、出回り価格も適正であつたため、この1年間終始先高気配で好調に推移した。昭和43年度は久し振りに適正在庫の状態から出発出来る状況にあるが、それだけにメーカーの生産意欲も旺盛であり、問屋自体の姿勢も大切となつている。

さて42年産の筈缶については蔬菜部会中心となり、東部、中部、西部でのメーカー、青果業者との会合、筈委員会とのトップ会談などで市場混乱の状態に陥つていた筈缶詰を、なんとか軌道にのせるべく努力を重ね、その結果がようやく実つて、在庫一掃のかたちで新物を迎えることになり、念願の安定化を実現することができた。43年度の新物筈缶詰に関しては、42年度と同様な会合を重ね、全缶協としての情勢判断、ならびに意見統一を行なつてきた。そして、筈缶詰全国大会前日の43年3月6日、名古屋ホテルにおいて、日缶協筈委員会を中心としたトップ会談を開き、新物筈缶詰について活発な意見の交換を行ない、翌3月7日の筈缶詰全国大会において、全缶協の立場から

- ① 消費の動向から見てD級以下のいわゆるスン物は、昨年同様の価格が望ましい。
- ② A・B級のT以上の小物が振わず、消費傾向が変つてきた。従つて小物原 料に対する原料購入も一考を要する段階にある。
- ③ 在庫は2月末の時点において、末端までの流通段階で生産高の1割程度が残つている。
- ④ 早積の抑制自粛を望む。
- ⑤ 今年は生産意欲旺盛であり、品質低下のおそれがあるので、特に十分なる品質管理が望ましい。

⑥ 問屋側としてのことしの新物価格の考え方は大体昨年並みを希望しているが、筒缶詰の適正価格としては39年度および42年度の線が長期安定価格と見たい。なおメーカー側が希望しているキズとオレの混合詰は区分したい。その他、主として台湾産の輸入品に対する国内産との競合など、10項目にわたり、今後の見通しと協力を呼びかけた。

5. 全缶協マークの決定

全缶協マークについては創立当時、特に地方会員店から会員証をつくつてはどうかとの希望があり、理事会の承認を得て、42年4月から8月にかけて一般募集を行なつたところ、11点の応募があり、9月27日の第7回理事会において慎重審査の結果、そのなかの4点が入選作に決定し、さらに採用作品1点が選ばれた。採用作品は藤沢市善行町地3号10の306号の久住正己氏である。

なおこの全缶協マークは月報2月号から表紙ならびに裏表紙に使用しており、今後も広く活用してゆくことになった。

6. 会員総数

昭和42年度の会員数は賛助会員2団体を含め342社であるが、その県別会員状況は次の通りである。

県名	会員数	県名	会員数
北海道	11	宮城	6
青森	2	福島	7
秋田	5	東京	74
岩手	6	神奈川	13
山形	2	千葉	9

県名	会員数	県名	会員数
埼玉群	28	静長山新	716212
茨城木馬	8	岡野梨瀬	
栃木			
東部地区		計	183
愛知	26	石川	6
岐阜	6	福井	2
富山	5	三重	5
中部地区		計	50
滋賀	6	島川	1
京都	21	香媛	1
奈良	1	愛高	2
和歌山	1	福大佐	1
大阪	28	阪大佐	8
大兵庫	16	山熊	1
岡山	6	取宮	1
鳥取	1	島鹿	3
島根	1	広島	1
広島	6	口	1
山口	2		
西部地区		計	109
合計			342

なおこの342社のうち、48年8月31日をもつて退会の手続中のものは
52社である。

7. 新規会員の増員

43年3月25日の第8回理事会において、新規会員増員の件を諮ったところ、全協会メンバーとして当然加入願いたい有力問屋16社に対して理事全員が推薦し未加入店に加入要請することになつた。

昭和42年度収支決算書

(昭和42年4月1日～至昭和43年3月31日)

収入の部

項目	予算額	決算額	対比(増減)	備考
前年度繰越金	2,368,251	2,368,251	—	
会費	9,630,000	8,880,000	△ 750,000	会員340社
賛助会費	2,200,000	2,200,000	—	賛助会員2社
宣伝協力費	280,000	280,000	—	山形協会より預り分
雑収入		113,171	113,171	銀行利息 内販会備品使用料
合計	14,478,251	13,841,422	△ 636,829	

支出の部

項目	予算額	決算額	対比(増減)	財産目録計上額
1.事業費	10,100,000	8,319,05	△ 1,768,095	
①旅費	400,000	197,890	△ 202,110	
②会議費	1,500,000	628,132	△ 871,868	
③広報費	1,700,000	1,606,187	△ 93,813	
④調査費	100,000	0	△ 100,000	
⑤宣伝費	5,600,000	5,600,000	—	
⑥交際費	200,000	51,285	△ 148,715	

⑦賛助費	100,000	100,000	一	
⑧什器備品費	300,000	8,500	△ 291,500	8,500
⑨諸雜費	200,000	139,911	△ 60,089	
2.事務費	4,178,251	3,310,294	△ 867,957	
①人件費	2,600,000	2,107,801	△ 492,199	
②退職積立金	260,000	224,319	△ 35,681	224,819
③借室費	500,000	539,175	89,175	414,75
④電話料	150,000	70,707	△ 79,293	
⑤交通費	150,000	88,450	△ 61,550	
⑥図書費	150,000	42,170	△ 107,830	
⑦消耗費	168,251	74,562	△ 93,689	
⑧厚生費	200,000	163,110	△ 36,890	
3.臨時費	200,000	0	△ 200,000	
①臨時費	200,000	0	△ 200,000	
合計	14,478,251	11,642,199	△ 2,836,052	274294

△印は減を表わす

収入の部合計	13,841,422
支出の部合計	11,642,199
差引当年度剩余金	2,199,223

- ◎ 会費収入のうち予算外収入、前年度分8社9万円退会取消し2社4万円計13万円が含まれております。
- ◎ 当年度未収会員43社、未納会費88万円。
- ◎ 宣伝費の予算支出超過額577,800円は広報費へ項目流用致しました。

財産目録

(昭和43年8月31日現在)

科 目	摘要	金額
現 金	期末手許有高	36,118
銀行預金	神戸銀行八重洲口支店 普通預金	2,131,218
	三井銀行	11,892
	富士銀行	10,000
	三菱銀行日本橋支店	10,000
		2,163,110
		小計 2,199,223

基 金

什器備品	ゲーハ輪転機	1	194,198	
	リコピー	1	76,160	
	日経タイプ(机、スタンド他含)	1	74,240	
	事務机	4	42,800	
	事務用椅子	5	18,600	
	宛名印刷機(机、カートケース共)	1	37,600	
	応接セット	1	15,760	
	ロッカー	2	14,880	
	その他1万円以下7点		23,052	492,290
電話加入権	電話架設費用		10,300	10,300
退職積立金	神戸銀行八重洲口支店			
	定期預金(職員4名分)		315,319	315,319
前払費用	借室費 4月分		41,475	41,475
		小計	859,884	
		合計	3,058,607	

当年度減価償却実施額(定額20%)

貸 借 対 照 表

(昭和43年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	3 6,1 1 3	当 年 度 剰 余 金	2,1 9 9,2 2 3
銀 行 預 金	2,1 6 3,1 1 0	基 金	8 5 9,3 8 4
什 器 備 品	4 9 2,2 9 0		
電 話 加 入 権	1 0,3 0 0		
退 職 積 立 金	3 1 5,3 1 9		
前 払 費 用	4 1,4 7 5		
合 計	3,0 5 8,6 0 7	合 計	3,0 5 8,6 0 7

次 年 度 繰 越 金	2,1 9 9,2 2 3
当 年 度 基 金 繰 入 額	2 7 4,2 9 4

昭和43年度 事業計画

昭和41年11月創立以来当協会の事業年度としては第3回目の年度を迎えることとなり、この1年5ヶ月の期間内における活動は、水産部会、果実部会、蔬菜部会、食肉部会の品種別4部会を中心に普及宣伝部会、規格部会、東部、

中部、西部の各政策調査部会の計9部会によつて組織の強化を図り、販売の促進ならびに業界安定化のための諸施策を推進し、また関連団体との緊密なる連絡を行なう等、重点的事業の遂行に努力して來た。

昭和43年度はさらに内容的充実を図りつつ、有力問屋の全国団体としての独立性を發揮し、缶詰産業発展のため、次に掲げる事業を強力なる団結のもとに遂行せんと念願するものである。

1. 共同宣伝に対応する販売の推進

消費拡大のための共同宣伝の実施は当協会が強く念願していた重要事業の一つであつたが、42年度において初めてみかん缶詰の共同宣伝が実現したことは業界全体が運命共同体であるという観点に立つて見る時、大いなる前進であつたことができる。またこれを契機としてさらに共同宣伝を継続拡大しようという関連団体の動きが、急速かつ具体的に煮詰まりつつある一事からしても、全缶協が標榜する共同宣伝の初期の目的は達成したといえよう。

昭和43年度は日本製缶協会の積極的な国内向け缶詰の消費拡大対策による宣伝費1億円の拠出に伴い、相携えて本事業を推進のため、共同宣伝委員会、同実行委員会に参加し、みかん缶詰をはじめ、桃、みつ豆、まぐろ、かつお油漬、スイートコーン、アスパラガス等、将来性ある品種を対象に最大の効果を期し、宣伝活動を集中的に展開してゆく所存である。

なおこの共同宣伝の実施と対応して重点的商品の販売促進を図り、また新商品の開発などにも力を注ぎ、その将来が期待するに足る明るい缶詰業界となるよう努力したい。

2. 業界安定化のための諸施策の推進

昭和43年度は英國のポンド平価切り下げ、米国のドル防衛等による国際通

貨危機の到来、さらには国内公定歩合の引き上げ等、かつて経験したことのない厳しい年となり、その先行きは多事多難であることが予想されるが、当協会はこうした年にこそ団結し、缶詰販売の正常取引きの推進と取引き条件の改善にきめこまか�策を講じ、さらに市場調査等も併せ行なつて流通構造の合理化を図り、共存共栄の精神を貫き、かつ業界全体が実力を持つて前進してゆくよう銳意努力したい。

3. 関連団体、諸官庁との連繋と協調

生産団体とは原料価格ならびに需要量と供給量の調整などを重点的にとりあげ、今後さらに関連団体、関連諸官庁と緊密なる連繋、協調を図り、例えば公正競争規約の早期実現、缶詰規格の整備、改廃、品質向上運動の推進などより多くの話合いの場を設け、生販両者の健全なる繁栄を期するものである。以上の事業計画をもとに年度内の作業予定を組み、適確なる運営、迅速なる処置を行ないたい。

昭和43年度 収支予算

(自昭和43年4月1日至昭和44年3月31日)

収入の部

項目	予算額	備考
繰越金	2,199,223	
会費	8,540,000	会員 290社
賛助会費	2,200,000	2団体
その他	30,000	
合計	12,969,223	

支出の部

項目	予算額	備考
1.事業費	7,600,000	
①旅費	300,000	会長、副会長、専務理事、職員の出張旅費
②会議費	1,000,000	総会、理事会、部会、懇談会などの会場費、経費
③広報費	1,500,000	月報、議事録、定款など事業に伴う印刷費、発送費他
④調査費	100,000	市場調査、研究に伴う経費
⑤宣伝費	4,500,000	新聞、その他の広告料、普及活動費
⑥交際費	100,000	会長、副会長、専務理事の対外折衝に伴う費用
⑦賛助費	100,000	日本缶詰協会年間賛助費
2.事務費	4,465,000	
①人件費	2,450,000	役職員の給与、賞与、手当
②退職積立金	245,000	年間給与の10分の1以上
③借室費	500,000	12カ月分の家賃(光熱費を含む)
④什器備品費	150,000	備品、什器
⑤電話料	120,000	電話、電報、その他
⑥交通費	200,000	役職員の定期、都内交通費
⑦図書費	100,000	年鑑、新聞、その他、専門書
⑧消耗費	150,000	事務用品、日用雑貨、その他
⑨厚生費	250,000	職員の保険料、保健衛生費、その他弔慰金等
⑩諸雑費	300,000	修繕費、その他雑費
3.予備費	904,223	
合計	12,969,223	

なお第6号議案の任期満了に伴う役員改選の件は、選考委員によつて選出することになり会長より次の8社を選考委員に指名し、理事選出とあわせ会長、副会長までを決定することとなつた。

古屋商店	国分商店
鈴木洋酒店	祭原
吉川商店	北村商店
加藤産業	長井藤商店

以上8社に議長が加わり協議の結果、トヨー社の廃業による理事退任のほかは理事は全員留任と決定、会長は浅井二郎氏を再選、副会長には逸見山陽堂専務取締役中山良助氏、野田喜商事取締役社長野田喜三郎氏が決定した。

全国缶詰問屋協会役員名簿

(昭和43年度)

種別	氏名	会社名および職	会社の住所	電話番号
会長	浅井二郎	北洋商会取締役社長	東京都中央区日本橋通3~8	273~7611
副会長	中山良助	逸見山陽堂専務取締役	東京都中央区日本橋堀留町1~13	662~2131
副会長	野田喜三郎	野田喜商事取締役社長	大阪市北区此花町2~39	351~5331
専務理事	北田久雄	全国缶詰問屋協会	東京都中央区日本橋通3~8	273~9289
理事	笛田伝左衛門	小網取締役社長	東京都中央区日本橋小網町3~2	667~6211
理事	国分貫一	国分商店常務取締役	東京都中央区日本橋通1~4	271~5551
理事	高杉秀吉	明治商事取締役社長	東京都中央区京橋2~8	272~6511

種別	氏名	会社名および役職	会社の住所	電話番号
理事	磯野謙藏	株明治屋取締役社長	東京都中央区京橋2~4	271~1111
理事	阿澄一三	日伍商店(株)取締役社長	東京都中央区日本橋本町3~8	663~3811
理事	鈴木 崇	株鈴木洋酒店取締役社長	東京都中央区日本橋室町3~2	270~7611
理事	米田繁三	野崎産業(株)取締役社長	東京都中央区日本橋通1~6	281~5351
理事	西島 東	三井物産(株)常務取締役	東京都港区西新橋1~2~9号	502~3311
理事	豊田貞次	(株)古屋商店代表取締役	神奈川県横浜市西区桜木町4~15	201~1035
理事	佐藤良嶺	株メイカン取締役社長	名古屋市熱田区川並町1	671~0141
理事	福田寛人	山田商事(株)取締役副社長	名古屋市熱田区八番町7~1~1	651~3151
理事	北村伝司	株北村商店取締役社長	名古屋市中村区東柳町2~18	571~2381
理事	森下 裕	株梅沢取締役会長	名古屋市中区錦3~21~12号	961~8211
理事	大橋庄三郎	大橋(株)取締役社長	京都市南区東九条明田町22	691~2111
理事	宮井英一	寿産業(株)取締役社長	京都市右京区西院西高田町25~2	811~8181
理事	伊藤勇	株長井藤商店代表取締役	大阪市北区市之町66	351~9051
理事	今井重太郎	株松下商店専務取締役	大阪市東区高麗橋2~16	203~5481
理事	祭原次郎	株祭原取締役社長	大阪市東区横堀町3~11	202~2171
理事	西出忠義	株吉川商店常務取締役	神戸市生田区元町通4~47	35~2241
理事	加藤弥三二	加藤産業(株)取締役社長	兵庫県西宮市松原町9~8号	26~3121

種別	氏名	会社名および役	会社の住所	電話番号
監事	萩原弥重	(株)矢口屋商会 代表取締役	東京都港区芝浜松町 2~1	434~7811
監事	山室元固	(株)ヤマムロ 取締役社長	東京都台東区東上野 4~17~11号	842~1271

県別会員一覧表

(昭和48年4月1日現在)

県名	会員数	県名	会員数	県名	会員数
北海道	8	静岡	7	大阪	25
秋田	5	長野	13	兵庫	16
岩手	5	山梨	2	岡山	4
山形	2	新潟	10	鳥取	1
宮城	6	愛知	19	広島	5
福島	6	岐阜	3	山口	2
東京	70	富山	5	愛媛	2
神奈川	11	石川	5	高知	1
埼玉	2	福井	2	福岡	8
千葉	6	滋賀	6	大分	1
茨城	3	京都	15	熊本	3
群馬	3	奈良	1	鹿児島	1
栃木	3	三重	5	合計	292

(賛助会員2社を含む)

定時総会の承認事項は以上の通りであるが、本総会の昼食休憩時間を利用して贊助会員である日本缶詰協会ならびに日本製缶協会の両専務理事より大要次のような挨拶が行なわれた。

日本缶詰協会専務理事隅野勇氏の挨拶

「日本缶詰協会として昭和42年度に特に力を入れてきた事業の2～3を申しあげたい。

その一つは公正競争規約であるが、昭和32年の総会で缶詰の粗悪品云々の問題が取り上げられ、その後着々と改められ品質向上の効果を挙げているが、これに併行して公正競争規約設定の作業を進めており、緊密に諸団体とも連絡をとりつつようやく実行段階を迎える最後の煮詰めをしている状況である。

共同宣伝は先きの事業活動にもあつたが、製缶、製鉄の協力によって3ヵ年間実施することになり製缶協阿江専務の要望もあるがこの共同宣伝を呼び水にしてこれにみなさんのブランドを乗せていただき、できるだけ消費者に缶詰のP Rを行なつてゆきたいと考えておりますので協力をお願いしたい。

続いて、ジュース缶の中毒事故であるがその原因が判明したのでメーカーには厳重に注意をうながしているが、先日広島の某新聞にこれに関することが掲載され問題となつた。ジュースは余り長い期間経過すると、内容物に変化が起きてるので倉庫に保管する時は通風のよいところに置いていただき、古い物から出荷されるよう特にお願いしたい。

最後に衆議院において消費者保護法が今月成立する運びであるが、それが成立すると消費者保護の立場からいろいろの問題がおきた場合すぐに大きく新聞に報道されることになりその影響は極めて大きいので心配している。なお問屋さんの社員教育などについてわれわれでお手伝いできることがあればいつでも協力

致したいと考えている。

全国缶詰問屋協会のますますご発展されることを希うものである。」

日本製缶協会専務理事阿江伸三氏の挨拶

「日本製缶協会のお願いという意味で2～3お話しを申しあげたい。第1に公正競争規約のこと、第2に共同宣伝のこと、第3はジュース缶の中毒事故、第4は消費者保護法についてであるが、以上の4点を中心にして簡単に申しあげたい。

①については先月下旬に公取委から招請があり、3団体から、私、北田専務、平野常務、それに食肉缶工組淵専務が出席し、そこで公正競争規約（案）としてだしたものに対して、あなた方はこれを守れるかどうかとの質問があり、私のところ以外の団体は守れますと説明していくが、私の方は完全に守り切れるとは言いきれないと申しあげた。その理由は缶詰はほとんど何々印というブランド名で売られるものであり、しかも幾段階幾種類もあつて、これを全国的にもれなく足並みを揃えさせることは非常に困難であり、製缶としては極力、規約に沿つて最善を尽すが、かといつてわれわれの得意先きに協力しなくてはならない面もあつて、徹底することはなかなか大変である。ある人は80%位は守るといつていたがしかし1缶でも「うそつき缶詰」があれば一部の消費者グループから槍玉にあげられ、それが缶詰全体に影響する。従つて100%守るという気持ちにならなくてはいけない訳だが、そこでもう一つの問題は缶詰は3段とび論法であり、製缶はホツブ、メーカーはステツブ、問屋はジャンブというかたちであると私は考えている。しかしこの点を公取委に同時解釈をされないかということである。製缶→メーカー→問屋という流れで相当の月日が経過するが、規約によると告示後6ヶ月で実施となる。これを裏の方で猶予期間を延長する

よう認めるとても、消費者の方から新表示でなければいけないと言われれば実際問題としてわれわれサイト側に返品騒ぎが起きるのではないか。こうしたとき一番弱いのが製缶会社である。いま3団体で公正競争規約の届けをだす段階にきているが、製缶、問屋、製造も100%守るということはいかないといけないと思う。これは缶詰協会の責任ではないが、先週東北のパッカーを廻つたが、よく知らないというのが殆んどであつた。缶協としては書類を送つて衆知徹底を図つているが、これを守らない人もいる。また、どう改版してよいかわからないという人もある。製缶の改版能力からいつて、全部改版するとなると360~400日はかかり、製缶会社は1社で3,000万~5,000万円の損をすることになる。これは容易なことではない。そこで公取委の方に諒解をとりつけ、末端の方にも衆知徹底をはかる必要がある。

共同宣伝は製缶、製鉄の拠出により実施することになつたが、宣伝の主体がどこにあるのか、輸出リペートがどうなるとか、そうしたこととは別にしてすんなりお受け願いたい。これはトップ会談に浅井会長も出席され決まつたことであるが、誰が委員長になるのかといった難しいことは抜きにして、今後とも協力願い、効果のある共同宣伝としたい。ニュース缶詰の今回の広島の事件は、パッカー、問屋、また私の方の表示のことでも悪くなく、あのような記事が新聞に報道されたが、厚生省の食品衛生局の方からこの報道は誤報であると警告してもらい急いで訂正させることにしたい。理屈は正しくとも要は基本的な姿勢としては排除命令が商売上一番困るのでお互いに3団体が協力しながらやつていかなくてはならない。なお以上の外に国際食品規格計画委員会が組織され、現在6ステップまでできており、10ステップで終ることになるが、将来は日本も外国の規格を見て決めていくことになるだろう。いま17団体で日缶協隅野専務、官庁の方とも相談し作業を進めている。

イギリスのアルマナコの表示問題を全訳し、目下東大の優秀な学生を集めて下訳させてているが、これが完成すれば実費で内部に配布したいと考えている。

また、アメリカが7月に告示した表示についての法令を翻訳しているので、それを是非読んでいただきたい。」

理 事 会

日 時 昭和43年5月9日 14.10～15.00時

場 所 東京商工会議所 第2会議室

議 案 役員改選に伴う顧問および部会、部会員に関する件

出席者 22名（うち代理出席 9名）

※ 理事会審議の概要

この理事会は、昭和42年度定時総会で新役員が決定し、定時総会に引き続いでの理事会として開催され、顧問及び部会組織、部会員に関する件を中心に審議した。

1. 顧問及び退任役員の件

顧問は会長の諮問機関であり、新らしく会長が変れば顧問も変るという考え方からその任期を2年と会長の任期にあわせてある。したがつて会長が留任と決まつたので、顧問にも留任をお願いするということになつた。現在顧問は株式会社国分勘兵衛氏、株式会社岩井感吾氏の2名であるが、株式会社中島董商店取締役社長中島董一郎氏に全伍協の顧問になつていただいてはどうかとの発言があり、理事全員の強い希望でもあつたので会長名をもつて顧問委嘱

をすることになった。

退任役員の件では、理事の株式会社万江勝喜氏は会社の廃業により、また副会長の株式会社逸見山陽堂渡辺明氏は会社内部の都合で中山良助氏と交替され、また株式会社祭原 祭原次郎氏は、副会長を退任されることになったので、以上の三氏に全缶協として記念品を贈ることになった。

2. 部会組織について

全缶協の部会組織は品種別の水産、果実、蔬菜、食肉の4部会と普及宣伝、規格、それに東部、中部、西部の政策調査部会の以上9部会があるが、中部政策調査部会について西部に統合してはどうかとの考え方があつたが、この件についてはもう少し検討することになり保留となつた。他の8部会については部会員も一応前年同様のメンバーに委嘱することとなりまた、部会長、副部会長とも留任の方針で進め、部会長にあらかじめ部会員の人選を依頼することになつた。

中島董一郎氏に全缶協顧問を委嘱

5月31日浅井会長は北田専務理事をともない株式会社中島商店を訪問し、代表取締役中島董一郎氏と面談、全缶協活動状況などを説明し、顧問の委嘱を行なつた。

公正競争規約認定申請打合会

日 時 昭和43年5月7日 13:30～15:30時

場 所 日本缶詰協会 会議室

議 題 1. 公正競争規約認定申請に関する件
2. そ の 他

出 席 日本製缶協会 専務理事 阿江伸三 氏
" 事務局長 山崎力 氏
日本缶詰協会 専務理事 隅野勇 氏
" 常務理事 平野孝三郎 氏
" 渡辺麟太郎 氏

全国缶詰問屋協会 専務理事 北田久雄 氏

製 缶 会 社 6 名

この打合会はすでに施行規則の細部的検討も完了し、いよいよ正式に日缶協、全缶協、製缶協3団体連名で公正競争規約認定申請を行なう段階となり、その手続きまでの打合会として開かれたものである。

この打合会において最も重視されている猶予期間については慎重な協議が行なわれ、特に「附則」の項の内容について意見の交換を行なつた。

※ 打 合 会 の 概 要

1. 印刷缶の猶予期間について

製造については告示後1カ年の猶予期間を置くことになつているが、印刷缶も同様に告示後1カ年を認めるという考え方立ち、検討し、次の通りに条文化することになつた。

附 則

1. この規約は公正取引委員会の認定の告示があつた日から起算して6月を

経過した日から施行する。ただし、この規約の施行の日前に製造した食品か
ん詰については、この規約を適用しない。

2. 食品かん詰のうち、規則で定めたものについては、この規約の施行の日か
ら 6 月を越えない範囲内において、規則で定める日前に製造したもの、又は
規則で定める日前に製造した印刷缶を使用するものについては、前項の規定
にかかわらず、第 3 条の規定は適用しない。
3. 第 8 条及び第 9 条の規定は、公正取引委員会の認定の告示があつた日から
施行する。

以上の通りであるが、印刷缶の場合 1 年を経てもなお旧表示のものが残ること
が予想され、これらのものの猶予期間については申請手続きする時点で公取委
側へその理由としてのサイドレターを提出することになつた。

2. 申請後の進行について

申請手続きを完了したあとの進行については、仮りに 5 月 10 日申請書を提出
したとすれば、5 月 25 日ごろ告示され、告示後約 2 週間後に東京、つづいて
大阪において公聴会が開催されることになる。さらに公聴会終了後約 2 週間を
経て正式に告示され、それよりさらに 6 カ月後施行の段取りとなる。

3. その他

施行規則の内規的な事項は、一応日商協事務局において整理し、また代表品目
の表示についてはその表示のパターンを作成するほか規約および施行規則の解
説書などの作業にとりかかる。

なおグラム表示(g および t)については内規にありとむことになつた。

共同宣伝専門委員会

日 時 昭和43年5月8日 10.00~12.00時

場 所 日本缶詰協会 会議室

議 題 1. 広告代理店提出のプレゼンテーション協議の件
2. そ の 他

出 席 日本製缶協会 専務理事 阿江伸三氏
製缶会社側 代表出席 中沢 氏
日本缶詰協会 専務理事 隅野 勇氏
" 部長代理 村井武夫氏
学識経験者 (森永) 小平 裕氏
" (明治) 山本 一氏
全国缶詰問屋協会 副会長 中山良助氏
" 専務理事 北田久雄氏
株 博 報 堂 参 事 佐々木邦磨氏(外6名)
株 電 通 参 事 安東 肅氏(外5名)

缶詰の共同宣伝の電通、博報堂広告代理店のプレゼンテーションがそれぞれ出揃つたので、これをもとに10時から博報堂案、11時より電通案の代理店側の説明と業界側の質問を行なつた。

なお両代理店の説明会終了後、引きつづいて午後1時より日缶協応接室において業界側だけの専門委員会を開催し、両代理店提示のプレゼンテーションの長所と短所について学識経験者の意見を求め、次回会合までに各事務局においてそれぞれ独自の宣伝方法を選び出し、きめこまかなる検討を行なうことになつた。

共同宣伝プレゼンテーション打合会

日 時 昭和43年5月13日 15.00～18.45時

場 所 日本缶詰協会 応接室

議 題 プrezentation打合せの件

出 席 学識経験者 小平 裕 氏(森永)

山 本 一 氏(明治)

日本製缶協会 阿江 専務理事

日本缶詰協会 隅野 専務理事

村 井 武 夫 氏

全 缶 協 中 山 副 会 長

北 田 専 務 理 事

※ 打合会の概要

去る5月8日缶詰共同宣伝に關し電通、博報堂より提出されたプレゼンテーションの内容について各事務局ならびに専門家をまじえあらかじめの検討を行なつた。その結果博報堂案が業界側で協議してきた意志を比較的よく反映しているという意見が多く、全缶協側もまた博報堂案を中心とした宣伝の実施が望ましいとの意向を伝えそれぞれ慎重に検討の結果、博報堂の企画をもとに電通案のよい点を加味し効果的な宣伝を行なうよう手筈を進めることになつた。

なお5月15日正午より日本缶詰協会において専門小委員会を開催し、最終的打合せを行ない、共同宣伝委員会(トップ4者)に諮り、早急に実施に移す段取りである。

名称は「缶詰振興会」に内定した。

缶詰共同宣伝専門小委員会

日 時 昭和43年5月15日 12.00~15.00時
場 所 北海製缶株 会議室
議 題 缶詰共同宣伝具体案打合せの件
出 席 学識経験者 山本 一氏(明治)
小平 裕氏(森永)
日本鮪缶輸水組 稲葉由蔵氏
日本蜜柑缶工組 後藤磯吉氏
日本農産缶工組 横尾正登紀氏
日本製缶協会 阿江伸三氏
全国缶詰問屋協会 中山良助氏
北田久雄氏
日本缶詰協会 関野勇氏
村井武夫氏
株博報堂 小坂井氏 外5名
株電通 安東氏 外1名

缶詰の共同宣伝については(株)博報堂、(株)電通の両広告代理店よりそれぞれプレゼンテーションが提出され、これをもとに去る5月13日、あらかじめ事務局間において内容の検討を行なつた結果、両代理店が分担する大筋が内定したので、この事務局側の考え方を説明するとともに、代理店側の意見、質問を求め、宣伝方法を調整し、これを最終案としてトップ3者に諮ることになつた。

缶詰共同宣伝委員会

日 時 昭和43年5月20日 15.30~17.00時

場 所 日本缶詰協会 応接室

議 題 缶詰共同宣伝実施方法決定の件

出 席	日本製缶協会 会長	高 碇 芳 郎 氏
	専務理事	阿 江 伸 三 氏
	日本缶詰協会 会長	田 上 東 稲 氏
	専務理事	隅 野 勇 氏
	全国缶詰問屋協会 会長	浅 井 二 郎 氏
	副会長	中 山 良 助 氏
	専務理事	北 田 久 雄 氏

※ 委 員 会 の 概 要

去る3月8日、日本製缶協会、日本缶詰協会、全国缶詰問屋協会の3団体会長があい寄り、缶詰の共同宣伝についてその実施に関する基本線を決定し、3月26日第1回の缶詰共同宣伝実行委員会を開催してより数度の小委員会、専門小委員会などを開き電通、博報堂の2代理店を通じ宣伝方法の検討を行なつてきましたが、いよいよ最終的な実施方法が固まつて來たので、この案を委員会に諮り諒承を得たうえ、実施に移すことになった。

この委員会では電通案、博報堂案のそれぞれよい点をとりあげ事務局で整理した資料をもとに細部の検討を行なつたが、協議の結果、次のような決定を見た。

1. 予算配分は全体の予算のうち大体博報堂7、電通3の割合で配分する。
2. 新聞広告は中央紙1紙のみとせず3大紙を対象とする。

3. キャッチフレーズは「缶詰はおトクです」に統一する。
 4. 外部に対する名称は、日本缶詰協会、全国缶詰問屋協会、日本製缶協会とそれぞれ共同宣伝参加団体の名称を使用する。
- 以上のような大筋を決定、早急に実施活動に入ることとなつた。

共同宣伝事務局打合会

日 時 昭和43年5月22日 9:30～11:30時

場 所 日本缶詰協会 会議室

議 題 1. 共同宣伝に関する代理店への連絡の件

出 席 [業界側]

日 缶 協 関野専務理事、村井武夫氏

製 缶 協 阿江専務理事

全 缶 協 中山副会長、北田専務理事

学識経験者 山本 一氏(明治製菓)

[広告代理店側]

博報堂 小坂井 氏 外2名

電通 安東 氏 外1名

※ 打合会の概要

缶詰共同宣伝の実施に関し、関連団体では共同宣伝実行委員会、小委員会、専門小委員会の段階を経て、(株)博報堂、(株)電通の2広告代理店のプレゼンテーションを基本に慎重な検討を行なつてきたが、いよいよ最終的な実施方法も煮つ

まつてきたので去る5月20日に日本製缶協会会長高崎芳郎氏、日本缶詰協会会長田上東稻氏、全国缶詰問屋協会会長浅井二郎氏のトップ3者(共同宣伝委員会)にて①スローガン、②予算配分、③名称、④宣伝内容の検討など重要課題を決定、これに基づいて3団体事務局は2広告代理店をまじえ、宣伝の分担、今後の具体的なプランニングの作成について連絡打合せを行なつた。

宣伝内容は次の通りである。

(電)は電通担当)

企画	品種	内 容	6~8月	9~11月	広告代理店
女性誌広告 (7~12月)		女性自身 カラー1P 10回	○	○	
	果	女性セブン " " 10回	○	○	
	実	主婦の友 " " 6回	○	○	
	缶	婦人俱楽部 " " 6回	○	○	
	詰	婦人生活 " " 1回	○		
	テレビ スポット	主婦と生活 " " 1回		○	
料理誌広告		栄養と料理 " " 3回	○		
		C O O K " " 8回	○		
		東京 15"	○		
		大阪 15"	○		
		名古屋 15"			
ニュース ショー		東京NTVネット	○		(電)
		東京TBS "	○		(電)
交通広告 その他		全国7都市で中吊	○		
		グラフィック写真他		○	
料理誌広告	魚類	栄養と料理 カラー1P 8回	○		
団地紙広告		ザ・キー タブ 全5 6回	○	○	(電)

展示即売会 宣伝カー	蔬菜缶詰	奥様新聞 タブ 全5 6回 東京周辺デパート、マンモス団地、 スーパー	○ ○	○ ○	(電) (電)
業務用 P R		司厨士向け雑誌等	○		
その 他		クラフィック写真他	○	○	(電)
新聞広 告	中央紙 東 京	○		(電)	
	共 通 活 動	大 阪	○		(電)
		名古屋	○		(電)
新聞資料 作成	ノベルティ・リーフレット等	○		(電)	
招 待 会	霞ヶ関ビル利用	○		(電)	
パブリシティ	料理記者セミナー、ニュースレリーズ	○	○		
そ の 他		○			
追跡調査			○		

なお2 広告代理店からの具体的プランニングは5月30日に提出されることになつてゐる。

蔬 菜 部 会

- 日 時 昭和48年5月9日 14,30～16,30時
- 場 所 東京商工会議所 第2会議室
- 議 題
1. 新物缶詰の情報交換
 2. アスパラ缶詰についてパッカーとの懇談会の件
 3. そ の 他

出席者 27名 欠席 3社

※ 部会討議の概要

この部会では状況悪化の傾向にある新物筍価格を中心に各地の情報交換、適正価格、その他について慎重な審議を行なつた。その結果新物筍については問屋自から自重するとともに関係諸団体に実情を訴え協力を要請することになつた。

1. 筍の原料状況

筍のことしの状況は長期旱魃の被害、雪害等により予想以上に悪く、しかも気温が低いため収穫はかつてない不作の年となつた。地方によつて状況は違つているが、九州および徳島地区が最も悪く、全国を通じて6割～5割程度との公算が強く、従つて原料価格は昨年に比べかなり割高なものとなつた。しかもことしは比較的涼しく、遠隔地まで輸送がきくため本来加工向に回わたれていたものが生食向けにどんどん捌かれ、工場には生に向かない物が入荷。この面からも製品は裾物が殆んどといった状況にある。筍の原料価格は近畿地区で4月15日までが平均キロ6.5円、4月16日～19日が5.5円、20日から5月初めが5.0円。5月7～8日3.5円となつてゐる。なお8日で協定価格は打ち切りとなつたとの状況報告があつたが品質は筍クラスのものが多く質は著しく悪い。以上の価格は山の値段でこれに運賃、諸経費がキロ5円は加算されバッカの言い分では工場着値は6.0円(昨年3.3円)かかるとのことである。

2. 筍新物生産と輸入見込み

昨年の缶詰の生産は170～180万本であつたが、ことしは4月25日現在で85万本程度と見られ、今後の生産を含めても100～120万本がせいぜいと推定される。国内缶詰の新物はこうした減産高値相場から輸入ものに対する意欲旺盛で、台湾から50万缶、中共から5万缶位が輸入されるのではないかと見られ、国内品と合せると175万本とほゞ昨年と変わらない数量となり、しかもことしはスゾ物が多く、価格も高値のため輸入ものとの競合が激しくなるとの見方が強い。しかもいままでの実情からして消費者価格は小売100円～30円が限界であり、この線を越すことは、缶詰にとつて危険であるとの見解であつた。

「新物缶詰に関する」要望書

5月9日の蔬菜部会において、新物缶詰につき検討の結果、現在の高値相場は十分警戒を要するという結論になり、5月10日全缶協、蔬菜部会長名で関係諸団体に次のような要望書を提出した。

新物缶詰に関する件

拝啓 新緑の候ますますご清栄にて大慶に存じます。
さて、新物缶詰の製造も終盤に近づきましたが、今日までの状況は当初の予想とは相当趣きを異にし、販売業者側と致しましても、ここであらためて現時点における状況の分析、今後の対策につき5月9日緊急に蔬菜部会を開催し、首題の件を協議致しましたところ、次のような結論を得ましたので、ここにその状況をお知らせ申しあげます。よろしくおくみとりのうえ、格別のお取りはからいを賜わりますようお願ひ申しあげます。

1. 原料および製造数量について

各地区の製造状況を分析した結果、原料出回り量少なく、また価格は昨年より高値であり、減産は避けられない状況である。

2. 製品価格について

価格については減産に伴い原料高となつてゐるため、製品の高騰が懸念されるが、末端消費者価格にはおのずから限界があり、新物製品価格は原料価の高値分だけ位はやむを得ず加算する程度が勢一杯であり、製品出来高が仮に半減としても小売100~30円（註：昨年度品の最高相場）を越えることは消費者価格の限界を越えることで、このような場面が現われると、おそらく各段階の販売業者は本品の取扱いから遠ざかること必定であることは、目下販売面誰彼の市況観測の言動からして推察されるところであり、かくては減産で少なかるべき箇付詰が売れ残るということにもなりかねない。これは非常に危険な状態に陥入ると思われる。

3. 品質について

本年の新物箇付詰は各クラスとも第一に原料面から品質低下が目立つてゐるが、この品質の低下と規格の格下げ的傾向は今後の市況に混乱と悪影響をおよぼすものとして大いに慎しまねばならず、また一方、本年のように価格建に複雑な要素がからむ場合は、本来の品位、サイズの分類と現物の内容とを充分に見定めたうえでの値付けという態度を取らざるを得ない。

従つて箇付詰の信用保持のうえからも品質の選別については引きつき姿勢を崩さず、充分なる配慮が望ましい。

4. 台湾産箇付詰について

本年の台湾産箇付詰の現地作柄は順調のようであり、国産箇付詰が減産、高値気配にあるところから生産意欲旺盛で、輸入量は昨年の2乃

至3倍以上に増加するものと見込まれる。従つて国産缶詰が現在唱えられているような高値となる場合は輸入缶詰が国産品に取つてかわること必定であり、この点大いに警戒を要する。殊に裾物は真先きにこの影響を蒙り易い立場にある。

以上は貴我製造、販売の両面にて昨年来緒につきかけた安定成長の線を挫折、水泡に帰せしむることを憂うるのあまり、切に要請申しあげる次第でありますて、特に値建てについては不作、減産の声の中で、ご異論の向きも定めしおありとは重々拝察致しますが、今年の場合、将来の缶詰の正しいあり方にまで思いを附して、ご対処下さいますよう、ご管下ご一統にご徹底賜わらんことを切望申しあげたく、よろしくご高配相願いあげます。

敬　具

(提出先)　　社団法人日本缶詰協会缶詰委員会

山　崎　隆　之　助　殿

日本農産缶詰工業組合

蔬菜部会長　佐　高　京　一　郎　殿

近畿缶詰製造協議会

会　長　堺　口　晃　殿

九州缶詰製造協議会

会　長　金　子　昇　殿

徳島県缶詰協会
会長 内村 明 殿

中部缶詰製造協議会
会長 川口 仲三郎 殿

農産缶工組アスパラ部会との懇談会

日 時 昭和43年5月9日 16.30～17.30時

場 所 東京商工会議所 第2会議室

議 案 新物アスパラ缶詰に関する懇談会

出席者 (全缶協側) 蔬菜部会員

(メーカー側)

清水食品	営業部長	津田真平氏
北海道缶詰	東京営業所長	清水大八郎氏
クレードル食品	大阪営業所長	佐藤俊雄氏
	東京営業所長	鶴見光雄氏
岩手缶詰	東京出張所長	西岡敏男氏
日魯漁業	生産本部	鈴木順晴氏
ホクレン農業組合連合会	東京支店	金城泉二郎氏
日本農産缶詰工業組合		齊藤実太郎氏

※ 懇談会の概要

この懇談会は、昭和43年4月17日付、「日本農産缶工組アスパラガス部会、日本缶詰協会アスパラガス缶詰委員会の各部会長、委員長である丸子齊氏より全缶協浅井会長宛に「新物アスパラガス缶詰の生産について」の文書が寄せられたのでこれに対して、全缶協在京蔬菜部会を4月19日に開催し新物アスパラガス缶詰に関して全缶協側の意見統一を行ない前号既報の通り在庫ならびに新物価格について全缶協側の意向を伝えたところメーカー側はさらに全缶協蔬菜部会員と直接懇談したいとの連絡があり、全缶協定時総会の当日急拠懇談会開催の運びとなつたものである。

1. メーカー側の要望

昨年のアスパラ缶詰はバッカーハ内販、輸出とも大きな出血であつた。ことは内外ともに情勢が好転し明るい見通しとなつてゐる。すなわち台湾が減産で心配なく、ヨーロッパの市況も良好。国内の在庫は適正で心配ない。従来よりアスパラ缶はメーカーの負担が大きかつたのでことはなんとかホーム缶の価格を小売100円というだけでなく、多少の値上げが可能ではないか。ホーム缶の生産量もことは角1号缶の輸出向に優先的にかかるのでホーム缶は42年度消化されたぎりぎりの数量しかできない。端的にいえば是非手取り80円は欲しいところとの希望であつた。

2. 全缶協の意見

バッカーハによって価格が違い高低がある。バッカーハの一部の人が安売りをし、特に4号缶などは全缶協が示した価格よりもつと下押した価格が出回つた。こうしたことばバッカーハ間の横の連絡を密にして防ぐべきで全面共販というのは難かしいとしても売り先きのないバッカーハを集めて是非全缶協と協力し

て販売していただきたい。ホーム伍についてはここにきて安かつたのでよく売れたが、小売100円以上となると売りにくくなる。ホーム伍は家庭用であり、消費を伸ばす意味からも小売100円は崩すすべきでない。ことしは輸出の状況がよいとしてもやはり国内消費の地盤をつくつておくべきであり、また原料関係もなんとか安定した線が約束されることが望ましいとの意向を述べた。

規 格 部 会

日 時 昭和43年5月13日 13.30～15.30時

場 所 櫛北洋商会 7階会議室

- 議 題
1. 公正競争規約(案)ならびに施行規則に関する件
 2. 認定申請書に関する件
 3. そ の 他

出 席 10名 欠 席 5 社

オブザーバー

日本伍詰協会 常務理事 平野 孝三郎 氏

日本製伍協会 事務局長 山崎 力 氏

※ 部 会 討 議 の 概 要

この規格部会は公正競争規約(案)ならびに施行規則について、全伍協規格部会としての最終的検討を行なつたうえで、5月20日開催予定の理事会において

て申請手続きの承認を得るために開かれた部会であり、関係団体より日缶協平野常務理事、製缶協山崎事務局長をオブザーバーに迎え現物を前にして具体的に表示についての協議が行なわれた。

1. 印刷缶の新表示問題について

公正競争規約の設定に伴ない新しい表示による印刷缶の改版をメーカー、問屋側から殺到して求められると製缶会社の改版能力からいって消化しきれないという問題がある。この（案）の通りに決まつたとしても 2,100 点以上を改版しなくてはならないが特に食肉缶詰は純粹な牛肉以外は 100 % 改版されることになる。仮りに 1 点でも版が 6 フあれば 6 版全部を改版しなくてはならない問題が生じるが、改版能力からいって 1 年はかかる。このような実情を考慮して猶予期間は施行となつてもその後 6 カ月間は製缶された印刷缶をいつバックしてもよいことに附則に認められているが、この件については公取委も納得しており製缶した時点が施行後 6 カ月を越えない印刷缶についてはいつ市場に出回つても関係はなく、適用除外されることになつている。なお山崎事務局長は製缶協会の立場より次のような協力を呼びかけた。

「すでにものは間にあわないので現在のものでやらざるを得ないが、ここでお願いがある。一つは製缶の能力の問題で、同一視野の 40 % が少しはみだしている位は改版の時期を少し延ばしていたゞきたいということ、2 つは肉の表示は 100 % 変るわけで現在の在庫のあるなしの問題があるが改版は一遍に出来ない。しかし一部 7 月中に改版されたもので早いものは市場に出回つてしまふ。こうしたことを宣伝の具にしないで欲しい。A ブランドは在庫があり、B ブランドは在庫がなく、新らしい表示にした場合に B ブランドが新表示だという宣伝をやると小売店が扱わなくなるということも起り、物理的にいつても製缶はできないということになる。」

2. 市販缶詰開缶リサーチから見た不適格標示の実態

日缶協平野常務理事から、新しい企画のもとに市販缶詰開缶リサーチを過去20回行ないその都度不適格標示としてチェックしてきたなかで比較的多かつた例として取り挙げられたものについて逐条説明がなされた。

市販缶詰開缶リサーチから見た不適格標示の実態

1. アスパラガス

- 1) 固形量を標示していないもの（両方書くことになつてゐるが内容総量のみ表示している。）
- 2) 混合詰であつて選別詰と標示したもの
- 3) 「混合詰」と標示していないもの
- 4) 記号の説明を記載しないもの（本数を表示していない。）
- 5) 全英文標示のもの
- 6) 品名等の邦文標示のごく小さいもの（英文が主体の表示）
- 7) 内容本数を示さないもの

2. グリンピース

- 1) 「戻し」の標示のないもの
- 2) 「戻し」の標示が小さく品名の文字の $\frac{1}{2}$ の大きさに達しないもの（特に多い。ほとんどが「戻し」が小さくわからない程である。）
- 3) 合成着色料添加を示す文字がごく小さく、不明確なもの（特に多い）
- 4) 固形量を内容固形量と示しているもの（固形量と統一すべきである。）
- 5) 品名を「グリンピース」と示しているもの

3. マッシュルーム

- 1) ボタン、ホールの別を標示していないもの
- 2) 品名を「洋茸」とのみ標示したもの

4. ふ き

- 1) 合成着色料使用を示す文字が不明確なもの

5. み か ん

- 1) 併用品であつて、シラップづけと標示したもの（特に多い）

- 2) プローケンの標示の不明確なもの（特に多い）

- 3) 「 」 のないもの

- 4) 併用品で、その標示の不明確なもの（特に多い）

- 5) プローケンで「優良」と標示したもの

- 6) 主要部分が 20 % に満たず、あとは英文のもの

- 7) 全英文標示のもの

6. も も

- 1) 形状を説明文中にうたい込んだもの

- 2) 併用品であつて、シラップづけと標示したもの

- 3) 併用品で、その標示の不明確なもの（特に多い）

7. な し

- 1) VD 添加との説明があり、特栄マークを付さないもの（栄養改善法で違反となる）

- 2) プローケン、4ツ割の標示の不明確なもの

8. フルーツサラダ・ポンチ、フルーツみつ豆

- 1) 図柄のレッドチエリーは 3 個で内容は 1 個のもの

- 2) 合成着色料使用を示していないもの（特に多い）

- 3) 原料名を英文で標示したもの

- 4) フルーツみつ豆で「おやつ用」と示し、説明のないもの（この問題は解決していないので協議会で協議して決める。）

9. ジ ャ ム

- 1) 内容総量で標示したもの

- 2) 計量単位を示す使用文字のちがい
- 3) 「販売者」と示していないもの
- 4) すりジャムの旨を示していないもの

10. 畜肉味付・野菜煮

- 1) 内容総量のみで、固形量標示のないもの
- 2) 野菜煮で肉量の含有率を示していないもの
- 3) 「すきやき」で豆類、昆布を配合しているもの

11. か に(ファンシーブルを除く)

- 1) 量目標示が内容総量で標示したもの
- 2) ずわいにたらばの図柄を示しているもの
- 3) ずわいで品名をごく小さく示しているもの
- 4) 全面英文標示
- 5)たらばのP A・P Bをサイドに小さく示しているもの
- 6) 量目を英文で標示しているもの
- 7) ずわいで「特選」はなさきで「金線」と示したもの

12. まぐろ、かつお

- 1) 調理食で、商品名と思われる品名を示しているもの
- 2) 調理食で、原材料名を説明文中に記載したもの
- 3) 野菜煮で、魚肉の含有率を示していないもの

13. く じ ら

- 1) 品種名を示していないもの、まつこうを有歯鯨と小さく示したもの

14. 魚肉野菜煮

- 1) 魚種名を示さず、魚肉の含有率も示していないもの

15. さんま味付

- 1) 合成甘味料使用を英文で示したもの
- 2) 「販売者」と示していないもの

16. いわし味付

- 1) 「せぐろ」と示していないもの（特に多い）
- 2) 「せぐろ」の標示の不明確なもの

17. 調理食

くじら肉使用を説明文中に小さく示したもの

3. 内規で定めるべき事項

内規に定められるべき事項として特に問題となつているものを対象に平野常務理事より説明があり、逐条協議をしたが、その主な事項は次の通りである。

1. 品名

1) かに

工船で製造したものにあつては、「工船たらばがに」、「工船ずわいがに」等と示すことができる。

2) さけ

からふとます、しろさけの缶記号の読み方を説明する場合、（さけ）、（ます）の用語は注釈に用いない。

缶記号の読み方の説明の方法は、次の記載例による。

品名の缶マーク（上段）の説明

このさけ缶詰は、さけ科さけ属の魚種を使用しております。つぎの2つのさけ（サーモン）は、缶マークは違いますが、品質は同じものです。

C S N チャムサーモン

P S N ピンクサーモン

3) ジヤム

フルーツミックスジャムで、混合した果実のうち、内容量に対し50%をこえる果実が含まれる場合は、その果実名を品名の前に冠することができる。

2. 形 状

1) さ け

「細肉」は「ピーセス(細肉)」と示すことができる。

2) マツシユルーム

「ピーセス」は「ピーセス・アンド・ステムス」と示すことができる。

内容の形状が、ボタン、ライス、ピーセスであつても、絵等で、それぞれの形状の説明が示してある場合は、ホールの印刷缶を使用することができる。

3) り ん ご

「輪切」は、「アップルリング(輪切)」と示すことができる。

4) な め こ

「つぼみ」及び「開き」の別を示す缶記号の読み方の説明を示し、つぼみの図柄の印刷缶を使用することができる。

5) グリンピース

「戻し豆」は「乾燥戻し」と示すことができる。

6) 形状を示す外来語で、適当な邦訳のないものは、用語の注釈を適宜に記載すること。

7) 内容物の形、色、状態等は、品名に併記して示すこと。

3. 原料の配合割合

1) 原料の配合割合を示すものにあつては、これを原材料名に併記して差支えない。

4. 原材料の種類名

1) 規約で定める多いものの順に示すほか、経済価値の高い順に示すことができる。

2) 食品添加物の標示は、主要部分に、地色と反対色等の識別し易い色調の

文字で示すこと。

使用する文字の大きさは、つぎのとおりとする。

号缶以上 ポイント以上の活字

号缶以下 ポイントの活字

包括的標示に、更に化学品名を併記して差支えない。

5. 品名を標示する文字は特定の定めのない限り、漢字、ひらがな、カタカナのいずれを用いても差支えない。

6. みかん、もものバルブ等に「ミキサー用」と標示することができる。ただし、品名の $\frac{1}{2}$ 以上の大さの文字で、主要部分に示すこと。

7. 「徳用」と標示して差支えない。

(公正競争規約(案)、施行規則(案)の全文は4月号参照のこと)

理 事 会

日 時 昭和48年5月20日 13,30～15,30時

場 所 横北洋商会 7階会議室

議 案 1. 公正競争規約認定申請承認の件

2. そ の 他

出 席 15名(うち代理人8名)

出席委任状 9名 欠 席 2名

※ 理事会の概要

この理事会は5月13日の規格部会において、公正競争規約（案）、施行規則その他について最終的な協議を行なつた結果を本理事会において正式に公正競争規約認定申請書提出の承認を得るために開催されたものであるが、早急に申請書を提出するということには全員異議なく、一部字句の修正をすることで3団体連名で提出することが承認された。また同時に審議された「食品缶詰の公正競争規約設定とともに印刷空缶在庫品の取扱いにつきお願いのこと」、「食品かん詰の表示に関する公正競争規約適用除外品目のうちから除外する品目をお認め願いたきこと」の2通の要望書を3団体連名で、認定申請書と同時に公取委へ提出したいということについても諒承が得られた。

公正競争規約認定申請書提出

この理事会承認により、5月23日、日缶協東峰常務、平野常務、製缶協山崎事務局長、全缶協北田専務理事の3関係団体事務局が公取委に出向き、認定書及び要望書2通を提出、これが正式受理された。

提出書類の全文は次の通り。

公正競争規約認定申請書

昭和43年5月23日

公正取引委員会

委員長 山田精一 殿

社団法人 日本缶詰協会

会長 田 上 東 稲

東京都千代田区丸の内2~2

電話(213) 4751

全国缶詰問屋協会

会長 浅 井 二 郎

東京都中央区日本橋通3~8

電話(273)9289

日本製缶協会

会長 高 碇 芳 郎

東京都千代田区丸の内1~1

電話(231)1705

不当景品類及び不当表示防止法第10条第1項の規定により別添の公正競争規約の認定を申請します。

記

1. 公正競争規約を設定する理由

食品かん詰の表示については、すでに昭和36年12月25日付をもつて、食品かん詰業の特殊指定を受けており、それ以来、業界が自主的に運用基準を設けて、不当表示の防止に努めてきた。昭和37年5月不当景品類及び不当表示防止法の公布にともない、ただちに公正競争規約(案)を作成し、検討に着手したが、品種が多岐にわたるため成案を見るまでに多くの時日を必要として今日まで経過した。

われわれ業界としても昭和40年8月開催の社団法人日本缶詰協会理

事会の席上において、「規格を厳守し、品質の向上を期し、不良品を追放することによって、消費者の信頼をかちとることに努める」という決議を行ない申請 8 団体協力して公正競争規約設定の早期実現を図ることとした。

以上の経過にもとづいて、ここに食品かん詰の公正競争規約を設定し、公正な競争を確保するとともに、一般消費者の利益を保護することに努めようとするものである。

2. 当該公正競争規約が法第 10 条第 2 項の各号の要件に適合するものであることの説明

1) 不当に顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するために適切である。すなわち

この公正競争規約は、本規約に参加する事業者の取扱う食品かん詰について適用するもので、第 8 条から第 7 条で必要な標示事項、不当表示の禁止並びに不当広告の禁止等を定めたもので、事業者は、これ等の規定を遵守することを申合せたものである。また当該公正競争規約の規定にもとづいた表示であれば、消費者はこれによつて食品かん詰の内容を誤認することなく購入することができる。

2) 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害する恐れがない。すなわち

この公正競争規約は、一般消費者に対し迷惑をかけないようにするために公正な表示を規定したものであるから、消費者の利益を保護するものであり、また、原料資材の購入、製品の販売方法ならびに広告等を不当に制限するものでないから、関連事業者の利益を害することはない。

3) この規約に参加する構成事業者に対しては、法第 10 条第 2 項第 8

号及び第4号の規定に違反するところはない。

備 考

添 付 書 類

- (1) 食品かん詰の表示に関する公正競争規約施行規則に記載すべき事項及び内容
- (2) 輸入食品かん詰の標示に関する規定(案)

公正取引委員会

委員長 山 田 精 一 殿

社団法人 日本缶詰協会

会長 田 上 東 稲

全国缶詰問屋協会

会長 浅 井 二 郎

日本製缶協会

会長 高 碇 芳 郎

食品かん詰の表示に関する公正競争規約適用除外品目の
うちから除外する品目をお認め願いたきこと
拝啓 ますますご清栄のことおよろこび申しあげます。

さて、現在設定をすすめております表記公正競争規約（案）第2条に定めるその適用を除外すべき菓子類かん詰のうち、つぎの品目については、規約で定める全国食品缶詰公正取引協議会において下記のとおり取りきめのうえ、規約の運営をいたしたく存じますので、何卒ご承認下さるようお願ひ申しあげます。

敬　　具

記

規約第2条に定める菓子類であつて、商標法施行規則（昭和35年4月1日通産省令第13号）に定める菓子類のうち、次のものは、規約を適用する。

1. フルーツみつ豆かん詰及びこれに類似するもの。
2. しるこ、ぜんざい、ゆであづき、きんとん、あんのかん詰及びこれに類似する農産物甘煮かん詰。

公正取引委員会

委員長 山田精一 殿

社団法人 日本缶詰協会

会長 田上東稻

全国缶詰問屋協会

会長 浅井二郎

日本製缶協会

会長 高 碇 芳 郎

食品かん詰の公正競争規約設定にともなう印刷空缶
在庫品の取扱いにつきお願いのこと

拝啓 ますますご清栄のことおよろこび申しあげます。

表記公正競争規約の設定につきましては、種々ご指導とご高配を賜わり、
ありがとうございます。

お蔭をもちまして、日付をもつて公正競争規約（案）の認定申請を
いたす運びとなりましたが、私共関係団体所属会員の手持在庫の印刷空缶
の取扱いにつき、下記事項ご高念の上、格別なご配慮を賜わるようお
願い申しあげます。

敬 具

記

1. 規約の施行後6カ月を経過した後における旧表示印刷缶の取扱いに
ついて

1) 食品かん詰用の印刷空缶は旧表示の手持在庫品が多く、また公正
競争規約の告示または施行後においても、止むを得ず旧表示のま
ま印刷製缶をせざるを得ない事情に立ちいたることが予想される。
したがつて公正競争規約の施行後6カ月を経過した後であつても、
一部の製品については旧表示の印刷缶を使用し製造しなければな
らぬ場合もある。

（理 由）

(1) 食品かん詰の製造は一部の例外を除き、季節的に集中して生

産される。したがつて、原料の豊凶や価格の高低により製品の生産数量に大きな変動を来たすので、準備された印刷空缶が計画どおり消化できず、次年度シーズンまで繰越在庫としてもちこされる。

- (2) 製缶会社の旧表示印刷缶にたいする改版能力に限界があり、仮に全品目の製品について、規約に規定したとおり、適正な表示に改めるとした場合、その改版作業は、全能力をそれに振向けるとしても、1年以上の時日を必要とする。しかも、改版作業が製造シーズンの前に集中する可能性もあり、かつ、新版製作のための作業も必要とするので、旧版のまま印刷製缶をせざるを得ないことになる。
2. 印刷空缶の改版作業に関する実施計画について原則として、従来から消費者サイドより不当表示として指摘されている品目ならびに事項を優先的にとりあげて改版作業をおこなうこととし、規約で定める基準に完全に適合しなくとも、実質的に消費者にたいし誤認を支えるおそれのない事項についての改版は順次これを行なう。

缶詰ジュース取扱いの件で日缶協

から要望

5月11日付日缶協田上会長名で全缶協浅井会長宛に「缶詰ジュース取扱いの件」に次のような要望書が寄せられた。

缶詰 ジュース 取扱い の 件

拝啓　ますますご清祥のことおよろこび申しあげます。

缶詰ジュースの販売は順調に伸長いたしておりますが、昨年来数回にわたり中毒事件が新聞紙上に報道されております。

これに関し、当方でも、その都度原因を究明してまいりましたが、今日まで判明した製造面での欠陥はおよそつきのとおりであります。

1. 使用する配合用氷に含まれる硝酸性窒素が1 ppm 以上ある場合
2. 缶内残存酸素が多い場合
3. 添加した酸味剤によるもの

これらについては、ジュース製造メーカーに対し充分注意いたすよう申し送つております。

しかし、当研究所の試験結果によりますと、缶詰ジュースは、たとえ原材料および製造工程の管理が適切におこなわれたとしても、保管温度の上昇とともにスズの溶出が強まる傾向にあります。すなわち、

室温 60日貯蔵の場合のスズの溶出量	4.8 ppm
37°C	6.8 "
55°C	17.6 "

のような結果がでております。

については、これを取扱われる問屋・小売店側におかれても、

1. 倉庫保管はできるだけ低い温度にしていただきたいこと。
2. 製造年月の古いものから先に出荷されたいこと。

以上の点について充分徹底するよう、ご配慮方お願い申しあげます。

なお、ジュース缶詰の中毐症状は、スズの異常溶出したものを抵抗力が弱いか、または、身体の変調の人が一時に相当飲んだときに、たまたま起るもので、軽い嘔吐、下痢を起す程度でありますので、お含みのうえよろしくお取計り願いあげます。

敬 具

果実部会と農産缶工組桃部会との懇談会

日 時 昭和43年5月27日 13.30～16.30時
場 所 社団法人 静岡缶詰協会 4階会議室
主 催 日本農産缶詰工業組合 桃部会
議 題 ① 昭和43年における桃缶詰の生産と需要の見通しについて
② 原料ならびに製品の国内市況安定策について
③ その他
出 席 全缶協浅井会長、野田剛会長ほか14名。
農産缶工組 小泉理事長、矢住桃部会長ほか39名。

日本農産缶詰工業組合と全缶協果実部会との桃缶詰に関する懇談会は過去3回にわたり開催し、特に桃原料の長期安定対策について意見の交換を行ない、全缶協側の要望として4号缶併用2ツ割りの小売価格が60円に見合う原料価格、すなわち小売から逆算して原料キロ当たり、30円がのぞましいとの考え方に対し、日本農産缶工組桃部会側もその線に沿つた検討を行うということで現在まで保留となつていたが、いよいよ新物生産期も迫つてきたので同工組ではこの原料対策について全缶協側果実部会と話し合いを行ない、より具体的に煮詰めるため開催となつたものである。

※ 懇 談 会 の 概 要

1. 新物桃缶詰の生産予想

日本農産缶詰工業組合が集計した43年産の桃缶詰の生産予想は次の通りである。

	<u>白 桃</u>	<u>黄 桃</u>	<u>小 計</u>
東 北 地 区	1,971,640 枚	394,550 枚	2,366,190 枚
関 東 地 区	23,220 ヶ	6,200 ヶ	29,420 ヶ
中 部 地 区	1,389,929 ヶ	262,050 ヶ	1,651,979 ヶ
近 畿 地 区	41,000 ヶ	2,000 ヶ	43,000 ヶ
中 国 地 区	250,400 ヶ	28,000 ヶ	278,400 ヶ
四 国 地 区	250,350 ヶ	34,400 ヶ	284,750 ヶ
山 口・九 州	6,000 ヶ	—	6,000 ヶ
合 計	3,986,539 枚	727,200 枚	4,713,739 枚

なお、全缶協側の見方としては静岡県内が105万缶程度の予想とされているが、本年の状況から推して130万缶前後になるのではないかとの意見があつた。

2. 販 売 状 況

42年産の桃缶の製造は農産缶工組側の発表によると白桃343万缶、黄桃85万缶の合計428万缶(41年産は白桃406万缶、黄桃70万缶、合計476万缶)となつており、これをもとに現在までの販売の状況について全缶協側より説明を行なつた。

それによると東京地区においてはすでに併用のものが品切れとなつており、ないものねだりで仲間価格は62~68円唱えとなつておる。これに対し全糖ものは案外値段が伸びず70円をやゝ下回つた仲間価格で取引きされているとの説明があつた。また大阪地区も4号缶併用60~62円の品切れ相場を唱えているが、全糖ものは東京地区と同じような動きであるとの意見があつた。

3. 原料の安定価格

原料の安定価格については去る2月13日丸ビル精養軒において開催された

同工組との桃缶懇談会でも話題となつたキロ当たり畠前30円を中心にして意見の交換を行なつたが、農産缶工組桃部会が新たに示した畠前キロ当たり下限25円、上限35円という希望を述べたのに対し全缶協果実部会は消費の実情から見て下限と上限の差が10円も違があるのには大いに問題点があるとし、5円差までが限界との意見を述べた。バッカーレー側としては4号缶併用の仕切価格は50円欲しいところとの希望であったが、全缶協側は小売60円から逆算した適正価格が好ましいとして結論を出すに至らずこの懇談会を契機に農産缶工組側もなるべく下限に近い線で努力するとの意向を述べた。

4. 早生桃の生産自粛について

本年のように旧物払底の状態で新物を迎えると例年のように生販両者とも早生に殺到するおそれがあるが、特にことしほどいが自粛して原料を不当につりあげることのないよう心したいとの話し合いがなされた。

果実部会と静岡缶協内地部会との懇談会

日 時 昭和43年5月27日 16:00~17:00時

場 所 静岡缶詰協会 会議室

議 題 ① みかん、みつ豆缶詰等の市況について

② そ の 他

主 催 社団法人 静岡缶詰協会

出 席 静岡缶協 内地部会長 稲葉由蔵氏ほか20名。

全 缶 協 浅井会長、野田果実部会長ほか14名。

昨年の6月3日、静岡缶協内地部会のメンバーと全缶協果実部会員との缶詰の全般に関する懇談会を開いたが、今回もまた同様の主旨で懇談したいとの静岡缶協内地部会からの呼びかけがあり、さきに開られた日本農産缶工組桃部会との懇談会に引き続き、特にみかん缶、みつ豆缶詰を中心に意見の交換を行なつたもの。

※ 懇 談 会 の 概 要

1. みかん缶詰の市況

現在出回り中のみかん缶詰の市況については最近の傾向として5号缶一辺倒から4号缶にも人気が出つつあり、荷動きも上向いてきた。しかし総体的にはサイズものの値段は伸び悩んでおり、この原因としてブローケンものが当面必要量だけ末端一巡し、これがサイズものの上向きを牽制していると考えられるとの全缶協側の説明がなされた。

またこのブローケンに関してはサイズものとはつきり区別するため例えば6号缶、あるいは2号缶などにパックし、サイズものと色分けすれば小売店でサイズと同じ価格で販売されるようなこともなく、サイズものの価値を高めることになるのではないかとの意見も出された。

2. みつ豆缶について

フルーツみつ豆缶に関しては昨年相当量の袋詰めが出回り市況を乱したが、本年に入つてからのみつ豆缶は大衆的価値のものが出来り、需要が喚起されたため袋詰めの増産をセーブするところとなり、ポリ袋詰めの進出をおさえることが出来たのはたしかに効果があつたとの説明がなされた。

缶詰共同宣伝打合会

日 時 昭和43年5月30日 10:30～12:30時
場 所 北海製缶株 会議室
議 題 共同宣伝に関する宣伝方法の件
出 席 製缶協 阿江専務、日缶協 隅野専務、村井部長代理、
全缶協 中山副会長、北田専務、日本農産缶工組 横尾正登紀氏
学識経験者 山本一氏、小平裕氏。
博報堂 小坂井氏ほか7名、電通 安東氏ほか1名。

※ 打合会の概要

電通、博報堂の2広告代理店がそれぞれ担当する分野が決定したので、その予算範囲において両社ともさらに具体的なプランニングが提出され、これを中心に慎重な検討を行なつた。

1. 博報堂案の修正点

博報堂が担当するデパート、高級団地を対象とする宣伝即売については業界側が希望していた考え方よりかなり相違した点があるので、これは至急手直し、日を改めて検討することになつた。特にスイートコーンに関しては大阪地区の宣伝即売が手薄なため、この面の組みかえを行うことになり、また製缶協会側の意向で八幡製鉄、日本钢管の社宅団地も対象に取り入れるよう発言があつた。

また主要都市における中吊広告は6月22日以降から実施される予定である。

2. 電通案について

電通が担当する新聞広告に関してはA案採用と決定した。広告掲載紙は次

の通り

朝 日	(東 京)	(夕 刊)	全 7段
毎 日	()	()	-
"	(大 阪)	()	-
読 売	(東 京)	()	-
"	(大 阪)	()	-
サンケイ	(東 京)	()	-
中部日本	(名古屋)	()	-

(東京新聞併載)

聖 教	(全 国)	(朝 刊)	-
-----	-------	-------	---

3. その 他

共同宣伝の外部に対する名称は日缶協、全缶協、製缶協の3団体の連名とする
ように話合わされていたが、その後製鉄側より八幡製鉄、富士製鉄、日本鋼管、
東洋鋼管の4社をそれぞれに併記したいとの希望が出され、これについては何
んとか製鉄側の団体名で出せないかどうか折衝することになった。

関 連 団 体 報 知

[日本缶詰協会 定時総会]

社団法人日本缶詰協会定時総会は5月29日13.00時から農協ビル第2大会議
室に於いて開催

1. 昭和42年度事業報告の件
2. 昭和42年度収支決算および財産目録の件
3. 昭和43年度事業計画の件
4. 昭和43年度収支予算ならびに会費の額および徴収方法の件

5. 借入金の最高限度額決定の件
6. 全国缶詰公正取引協議会加入の件
7. 理事および監事選任の件

以上の諸議案を審議し、全議案が承認された。昭和48年度事業計画は、

1. 原料対策の推進
2. 企業の近代化対策の推進
3. 品質向上および信用確立対策の推進
4. 消費拡大運動の展開
5. 輸出振興対策の推進
6. 技術研究の推進
7. 広報活動の強化
8. その他

以上8項目を中心強く推進していくことになった。

[ツナ・パーティ]

日本鰹鮪漁業協同組合連合会、日本鰹鮪漁業者協会、主催のびんなが油づけ缶詰の料理を主体とした「ツナ・パーティー」は5月10日16:30～19:00時、千代田区麹町1丁目4番地 東条会館3階会場で開催された。

[フランス食品展]

東京、赤坂溜池のフランス貿易センターで、5月22日から6月1日まで、缶詰を中心にチーズ・ビスケット・菓子・香辛料・食酢など約500種のフランス食品展を開催。この食品展はフランス農作販売促進協会の主催、在日フランス大使館後援で開かれ今回で第4回目にあたる。

なお開会に先きだち、日本農産缶詰輸入商社協議会会长西脇孝一氏の祝辞の後、同氏により開幕のテープが切られた。

会員消息

〔出張所開設〕

(株)鈴木洋酒店では、5月1日より静岡出張所を開設し、平 卓郎氏が出張所長に赴任した。

住所 静岡市相生町2の5

電話 53局4042番

〔営業所開設〕

(株)山本商店(静岡市幸町48)では、5月11日から浜松営業所を開設、営業所長に松下好雄氏が就任した。

住所 浜松市八幡町88番地

〔社屋移転〕

(株)福伍食品では、昨年12月に着工した新社屋がこの程完成し、5月6日より新事務所に移転した。

新事務所 福岡市清水本町134番地

新電話番号 54局2988~2989

〔住居番号変更〕

須藤順次商店は、住居番号改正に伴い5月1日から変更となつた。

新住所 函館市千代台町18番18号

三井田 フミ さん 死去

(株)三井田商店(柏崎市四谷1丁目9~2号)代表取締役社長三井田栄次郎氏の母

堂は4月28日死去、享年61。葬儀は5月1日、同店で社葬をもつてとり行なわれた。

東急缶詰まつり打合会

東急百貨店（東横店、日本橋店）で、昨年に引き続き第2回東急缶詰まつりを5月31日～6月12日開催されるが、その最終的な打合会を5月8日、13時から日缶協会議室で、参加店17社及び関係者が集まり協議した。

期間 5月31日（金）～6月12日（水）の2週間

会場 東急百貨店、日本橋店の食品売場催場

主催 日本缶詰協会

後援 日本製缶協会、全国缶詰問屋協会、日本農産缶詰工業組合、東急百貨店。

参加者 ~~株~~北洋商会、~~株~~逸見山陽堂、~~株~~国分商店、三井物産~~株~~、~~株~~鈴木洋酒店、~~株~~明治屋、~~株~~中島董商店、日本水産~~株~~、日魯漁業~~株~~、日本冷蔵~~株~~、雪印食品工業~~株~~、関東缶詰食品~~株~~、クレードル興農~~株~~、清水食品~~株~~、ゴールドパック~~株~~、~~株~~鎌倉ハム富岡商会、~~株~~ストージヤム。以上17社。

主なる内容

- 1) 展示即売、参加17社による宣伝試食販売
- 2) 缶詰巻締実演（渋谷店のみ）
- 3) 缶詰立食コーナー開設
- 4) スイートコーンスープ無料試飲会場開設
- 5) 缶詰料理教室の開設
- 6) 缶詰クイズ

